

住居表示手続きのしおり

令和6年8月1日（木）から
昭島駅北側地区の住所や
会社等の所在地が新しくなります

昭 島 市

はじめに

「住居表示に関する法律」の制定を受けて、昭島市も昭和 39 年に「昭島市住居表示に関する条例」を制定し、昭和 40 年の朝日町などの住居表示実施以降、順次住居表示事業を進めてきました。このたび、昭島駅北側地区につきましても、令和 6 年 8 月 1 日付けで住居表示を実施することになりました。これにより、皆様の住所や会社等の所在地の表し方が変わります。

このしおりでは、新しい住所の表し方や、住所が新しくなることによりどのような手続きが必要になるのかをまとめました。ご参照の上、必要な手続きをされますようお願いいたします。

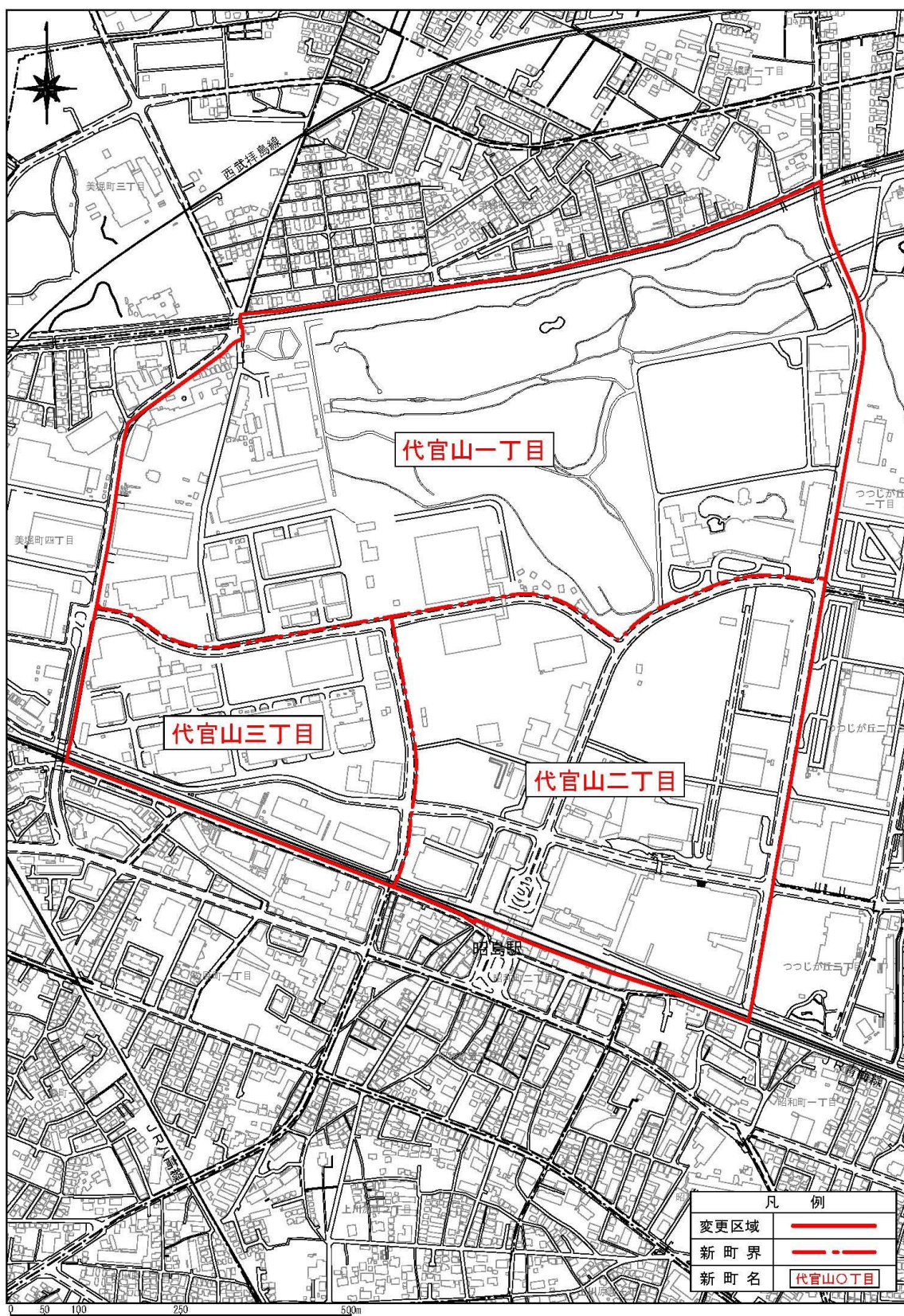
住居表示は、皆様の住所をより分かりやすいものにするための制度です。この制度の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

**※住所変更等の各種手続きは、
住居表示実施日（令和 6 年 8 月 1 日）
以降に行ってください。**

目次

1 住居表示を実施する区域	- 1 -
2 住居表示を実施すると	- 2 -
3 新しい住所は、このような方法で決まります	- 3 -
4 今回お届けしているもの	- 4 -
5 令和6年8月1日以降にお届けするもの	- 5 -
6 住所変更の手続きについて	- 6 -
(1) 住所変更手続きが「不要」なもの	- 6 -
(2) 住所変更手続きが「必要」なもの	- 11 -
7 登記手続きについて	- 18 -
8 住所変更通知用はがきについて	- 20 -

1 住居表示を実施する区域



2 住居表示を実施すると

住居表示を実施すると、住所、本籍、不動産（土地）の表示が次のように変わります。

	実施前	実施後
住所の表示 (例)	昭島市 拝島町 3927番地2	昭島市 <u>代官山一丁目</u> <u>6番</u> <u>7号</u> 新町名 街区符号 住居番号 ※街区符号、住居番号については3ページをご覧ください。
郵便番号	〒196-0002 (拝島町) 〒196-0011 (上川原町) 〒196-0013 (大神町) 〒196-0014 (田中町)	〒196-0005 (代官山一丁目～三丁目)
本籍の表示 (例)	昭島市 拝島町 3927番地2	昭島市 <u>代官山一丁目</u> <u>3927番地2</u> 新町名 従来の地番 ※該当区域内に本籍がある方については、 「町名変更のお知らせ」をお送りいたします。 転籍手続きをすることによって、新しい住所 (住居表示)の街区符号(○番)まで合わせることが出来ます。
不動産(土地)の表示 (例)	昭島市 拝島町 3927番2	昭島市 <u>代官山一丁目</u> <u>3927番2</u> 新町名 従来の地番

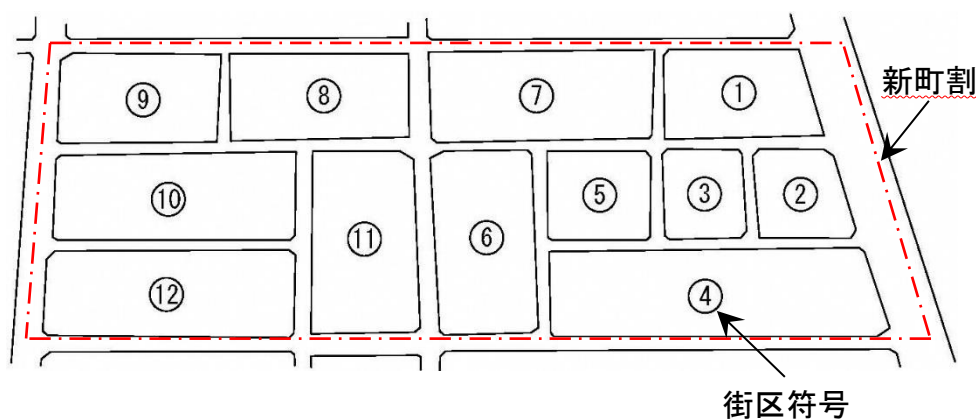
3 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

(1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、北東の街区から順番に番号を付けます。

(この番号を街区符号といい「〇番」で表します)



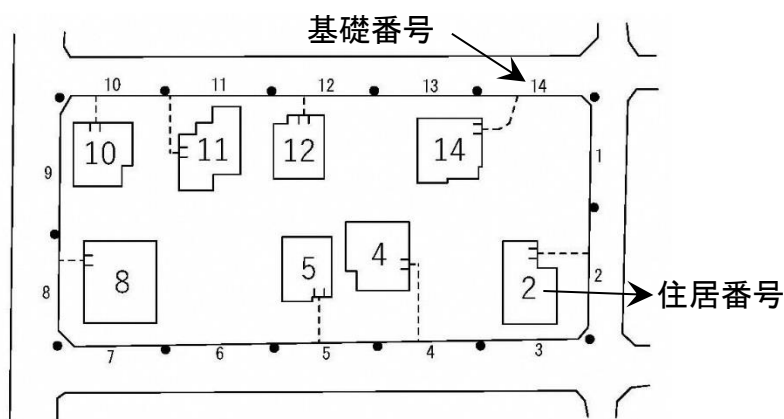
(2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に基礎番号を付けます。

住居番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。

(この番号を住居番号といい「〇号」で表します)

※ 中・高層建物については、各戸の番号も加えて住居番号となります。



令和6年8月1日以降、住居表示実施区域内に住宅・事務所・店舗など建物を新築（建て替え含む）した場合は、住居番号を決めなければなりません。建物の基礎工事が完了しましたら、すみやかに市民課窓口に新築届を提出してください。また、増改築して主たる出入口の位置が変わった場合は、住居番号が変わることがありますので、同様に届出をお願いします。

4 今回お届けしているもの

（１）住居表示手続きのしおり

当冊子です。

（２）住居表示通知書

新しい住所をお知らせするものです。

住居表示実施に伴う諸手続きの際の証明書としても使用できます。

※住居表示証明書は、住居表示実施日以降に配布いたします。

（３）新旧対照案内図

新住所と旧住所の対照図です。

（４）住所変更通知用はがき

知人・取引先などに新しい住所をお知らせするためのもので、日本郵便株式会社が発行する**無料はがき**です。

詳しくは20ページをご覧ください。

（５）登記申請書

不動産所有者等が、住所変更登記申請時に、法務局の窓口へ提出する様式です。

詳しくは18ページをご覧ください。

（６）会社等の変更登記の手引き（※会社等のみ）

会社等の変更登記手続きの方法を説明する冊子です。

住民の皆様にはお届けしておりません。

5 令和6年8月1日以降にお届けするもの

(1) 住居表示証明書

住所の変更手続きを行うために必要な証明書です。変更前の住所と変更後の新しい住所を記載しています。住民票の世帯員1人または1会社等につき、10枚交付します。

・住居表示証明書の無料交付について

住居表示証明書が不足した場合は、無料で交付します。お手数ですが、市民課（市役所本庁舎1階1・2番窓口）または東部出張所までお越しください。

(2) 住居表示板

住所をお知らせするための表示板です。令和6年8月1日以降、市が委託した事業者が取り付けにお伺いします。



(3) 町名変更のお知らせ（※住居表示実施区域内に本籍がある方）

新しい本籍をお知らせするものです。戸籍筆頭者へ（筆頭者が除籍等の場合には配偶者等へ）お送りいたします。

・本籍の変更証明書の無料交付について

証明書が不足した場合は、無料で交付します。

お手数ですが、市民課（市役所本庁舎1階1・2番窓口）までお越しください。

6 住所変更の手続きについて

住居表示の実施に伴い、市や関係機関において職権で書き換えるため手続きが必要ないものと、ご自身で住所変更の手続きをしていただくものがあります。

お手数ですが、それぞれ定められた手続きをしていただきますようお願いいたします。

以下、その主なものを記載しましたので参考にしてください。

（１）住所変更手続きが「不要」なもの

市が管理している公簿類（住民票・戸籍・印鑑登録・名寄帳・課税台帳・選挙人名簿など）は全て市役所で書き換えます。

また、電気（東京電力）、水道、ガス（昭島ガス）、NHK、固定電話（NTT）についても、住所変更の手続きは必要ありません。

昭島市立の各施設の登録等については、市が自動的に更新いたします。また市立の小学校の児童等の住所変更についても自動更新します。

※各機関より送付される書類を作成した時期によっては、あて先（住所）が従来のまま記載されている場合があります。あらかじめご了承ください。

・住民登録に関すること

項 目	問合せ先	内 容
住民票	市民課 市民係 ☎042-544-4120	市役所が新しい住所及び本籍に書き換えます。
印鑑登録		
戸籍・戸籍の附票	市民課 戸籍係 ☎042-544-4121	

・登記に関すること

項 目	問合せ先	内 容
不動産登記記録の表題部	東京法務局立川出張所 立川市緑町4番地2 (立川地方合同庁舎6階) ☎042-524-2716	表題部（不動産の所在）は法務局にて職権で変更します。 ※不動産の所有者などの住所変更（権利部）については、申請がないと変更されません。詳しくはP.18を参照してください。

・福祉・医療に関すること

項 目	問合せ先	内 容
心身障害者医療費助成受給者証	障害福祉課 ☎042-544-5111 内線：2132 から 2135	届け出は不要です。 新しい住所を記載した受給者証を送付いたします。
特別障害者手当		届け出は不要です。
重度心身障害者手当		
障害児福祉手当		
心身障害者福祉手当		
特殊疾病者福祉手当		
妊産婦健康診査受診票	子ども家庭センター担当 母子保健係 ☎042-543-7303	【妊産婦健康診査受診票】 従前のものがそのままお使いになれます。住所欄には新住所を記載してください。
定期予防接種問診票	健康課 健康係 ☎042-544-5126	従前のものがそのままお使いになれます。新住所が記載されたものを希望される場合は、実施日以降、住所変更手続きをお願いします。
大気汚染医療費助成		

・年金に関すること

項 目	問合せ先	内 容
国民年金受給者・加入者	日本年金機構立川年金事務所 ☎042-523-0352	日本年金機構が新住所に書き換えます。
厚生年金受給者・加入者		

・ 保険に関すること

項 目	問合せ先	内 容
国民健康保険被保険者証など	保険年金課 保険係 ☎042-544-5111 内線：2032 から 2036	実施日以降、新住所のものを郵送します。
後期高齢者医療被保険者証	保険年金課 後期高齢者医療係 ☎042-544-5111 内線：2174 から 2176	
限度額適用・標準負担額減額認定証（後期高齢者医療制度）		
限度額適用認定証（後期高齢者医療制度）		
特定疾病療養受療証（後期高齢者医療制度）		
介護保険被保険者証	介護福祉課 介護保険係 ☎042-544-5111 内線：2146・2147	
介護保険負担割合証		
介護保険負担限度額認定証		
雇用保険被保険者	ハローワーク立川雇用保険適用課 ☎042-525-8602	手続きは不要です。

・ 自動車に関すること

項 目	問合せ先	内 容
原動機付自転車	課税課 市民税係 ☎042-544-4124 （軽自動車税）	市役所が新しい住所に書き換えます。
小型特殊自動車		
自動車保管場所証明書	昭島警察署 ☎042-546-0110	手続きは不要です。
保管場所届出		

・事業所等に関すること

項 目	問合せ先	内 容
食品関係営業許可	東京都多摩立川保健所 ☎042-524-5171	手続きは不要です。ご不明な点があれば左記までお問い合わせください。 ※以下に関係する事業者の方は、保健所への変更手続きが必要です。詳しくはP.15をご覧ください。 ●薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業 ●管理医療機器販売業・貸与業 ●麻薬小売業 ●毒物劇物販売業
特定給食施設関係届出		
理容所関係確認		
クリーニング所関係確認		
興行場関係許可		
公衆浴場関係許可		
美容所関係確認		
旅館業関係許可		
プール経営関係許可・届出		
建築物衛生法関係届出		
水道法関係届出		
診療所許可等(歯科診療所含む)		
歯科技工所、施術所等届出		
結核指定医療機関の指定	昭島警察署 ☎042-546-0110	手続きは不要ですが、許可証等の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。
病院の許可等		
風俗営業届出・許可		
古物営業届出・許可		
質屋営業内容変更・許可	東京消防庁昭島消防署 ☎042-545-0119	市からの通知に基づき、東京消防庁が修正を行います。
警備業営業		
危険物関係施設	課税課 市民税係 ☎042-544-4123 (法人市民税)	市役所が新しい住所に書き換えます。
法人市民税の届出		

・子育てに関すること

項 目	問合せ先	内 容
乳幼児医療証	子ども未来課 手当医療助成係 ☎042-544-4193	従前のものがそのままお使いになれます。 実施日以降、新住所のものを郵送します。届くまでは、今のものを引き続きお使いください。
義務教育就学児医療証		
高校生等医療証		
ひとり親医療証		
児童扶養手当証書		
児童手当		手続きは不要です。
児童育成手当		
養育医療券	子ども家庭センター担当 母子保健係 ☎042-543-7303	従前のものがそのままお使いになれます。 実施日以降、新住所のものを郵送します。届くまでは、今のものを引き続きお使いください。

・その他

項 目	問合せ先	内 容
パスポート	パスポート電話案内センター ☎03-5908-0400	「所持人記入欄」に住所を記入されている方は、ご自身で二重線を引き、欄内の余白部分に新住所をご記入ください。（2020年2月4日以降に申請し発給された旅券には、同欄は廃止されています。）
犬の登録	環境部 環境課 環境保全係 ☎042-544-4334	市役所が新しい住所に書き換えます。
銃刀の所持	昭島警察署 ☎042-546-0110	手続きは不要ですが、許可証等の書き換えを望む場合は左記までお問い合わせください。

(2) 住所変更手続きが「必要」なもの

主なものを記載しましたので参考にしてください。下記のほかにも、各種免許証・許可証、届出等がある場合は、各関係機関にお問い合わせのうえ、手続きをお願いします。

手続き等でご不明な点は、各手続き先等にお問い合わせください。

・住民登録に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
マイナンバーカードの住所変更および電子証明書の手続き	・ 市民課 ・ 東部出張所	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	・ マイナンバーカード (暗証番号が必要になります。) ※住民票の世帯が同じ方であればまとめて住所変更できます。
住民基本台帳カード ※写真なしカードの場合、 手続きは不要です。	<問合せ先> 市民課 マイナンバー担当 ☎042-544-4120		・ 住民基本台帳カード (暗証番号が必要になります。) ※住民票の世帯が同じ方であればまとめて住所変更できます。 ※平成27年12月27日で交付終了しているため、新たに交付は行っていない。
在留カードまたは特別永住者証明書の住所変更	・ 市民課 <問合せ先> 市民課市民係 ☎042-544-4120		・ 在留カード ・ 特別永住者証明書 ・ 委任状(代理申請の場合)

・登記に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
不動産（土地・建物）の所有者の住所変更（権利部）	不動産の所在地を管轄する法務局	手続きに期限はありませんが、売買・贈与・抵当権設定などの際には変更が必要になりますので、お早めの手続きをお勧めします。	・登記申請書 ・住居表示証明書 ・委任状（代理人申請の場合） ・印鑑
不動産（土地・建物）の抵当権者などの住所変更（権利部）	昭島市内の不動産は東京法務局立川出張所 立川市緑町4番地2（立川地方合同庁舎6階） ☎042-524-2716	※令和8年4月1日より、変更日から2年以内の申請が必要になります。	※登記申請書の作成等について、手続き案内を希望される方は、事前に予約が必要です。
商業登記や法人登記の本店・支店（主たる事務所・従たる事務所）の所在地の変更	東京法務局立川出張所 立川市緑町4番地2（立川地方合同庁舎6階） ☎042-524-2716	実施日以降2週間以内	・変更登記申請書 ・住居表示証明書 ・委任状（代理人申請の場合）
商業登記や法人登記の代表者などの住所の変更			※詳しくは別冊の「会社等の変更登記の手引き」をご覧ください。

・福祉・医療に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
愛の手帳（療育手帳）	障害福祉課 ☎042-544-5111 内線：2132 から 2135	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	・愛の手帳（療育手帳）
身体障害者手帳			・身体障害者手帳
精神障害者保健福祉手帳			・精神障害者保健福祉手帳
難病医療費助成受給者証			・受給者証 ・保険証 ・マイナンバーカード

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
小児慢性特定疾病医療受給者証	障害福祉課 ☎042-544-5111 内線：2132 から 2135	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	・ 受給者証 ・ 保険証 ・ マイナンバーカード
自立支援医療（育成医療）			・ 受給者証
自立支援医療（更生医療）			
自立支援医療受給者証（精神通院医療）			・ 福祉サービス受給者証
障害福祉サービス受給者証			

・ 年金に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
共済年金	各共済組合	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	各共済組合にご確認ください。

・ 保険に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
健康保険被保険者証	勤務先	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	勤務先を通して協会けんぽまたは各健康保険組合にご確認ください。
共済組合組合員証	各共済組合		各共済組合にご確認ください。
雇用保険受給資格者	ハローワーク立川雇用保険給付課 ☎042-525-8609 (部門コード 11#)	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	別途手続き等でご来所の際、窓口にてお申し出ください。

・自動車に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
自動車運転免許証	都内の警察署、試験場及び運転免許センター 昭島警察署 ☎042-546-0110	実施日以降、手続きをお願いします。 ※なお、実施日直後は混雑が予想されますので、時間に余裕がある時に手続きをお願いします。	《住所の変更》 ・ 自動車運転免許証 ・ 住居表示証明書 《本籍の変更》 ・ 自動車運転免許証 ・ 本籍表示変更証明書
運転経歴証明書			・ 運転経歴証明書 ・ 住居表示証明書
自動車検査証（車検証）	東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北三丁目 30 番 30 号 ☎050-5540-2033 （検査・登録ヘルプデスク）	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	・ 住居表示証明書 ・ 自動車検査証 ・ 商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・ 委任状（代理人申請の場合）
軽二輪車（届出済証）			・ 住居表示証明書 ・ 軽自動車届出済証 ・ 商業登記簿謄・抄本または印鑑証明書（法人の場合） ・ 委任状（代理人申請の場合）
軽自動車の検査証	軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町三丁目 16 番 22 ☎050-3816-3104	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	・ 住居表示証明書 ・ 自動車検査証 ・ 申請書（手続き先にあります）

・事業所に関すること

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
酒類販売業免許	立川税務署 ☎042-523-1181	実施日以降、早急に手続きをお願いします。	・住居表示証明書 ・異動申告書
薬局、店舗販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業の許可	東京都多摩立川保健所 生活環境安全課 薬事指導担当 ☎042-524-5171	30日以内	・住居表示証明書 ・変更届（様式第六） （東京都保健医療局のホームページよりダウンロードできます） 詳細については左記にお問い合わせください。
管理医療機器販売業・貸与業の届出			
麻薬小売業の免許		15日以内	・住居表示証明書 ・免許証記載事項変更届（別記第5号様式） ・麻薬小売業者免許証 （東京都保健医療局のホームページよりダウンロードできます） 詳細については左記にお問い合わせください。
毒物劇物販売業の登録		30日以内	・住居表示証明書 ・変更届（別記第11号様式の(1)） （東京都保健医療局のホームページよりダウンロードできます） 詳細については左記にお問い合わせください。
健康保険・厚生年金保険適用事業所	日本年金機構 立川年金事務所 ☎042-523-0352	変更の事実発生日から5日以内	・適用事業所名称/所在地変更（訂正）届 ・法人登記簿謄本（現在事項証明書）のコピー等（詳細については左記にお問い合わせください。）

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
建設業許可	東京都都市整備局市街地建築部建設業課審査担当 ☎03-5388-3353	実施日以降、30日以内に手続きをお願いします。	・登記事項証明書（変更後のもの） ・様式第22号の2（1面、2面） ※2面は従たる営業所がある場合のみ添付
宅地建物取引業者免許	東京都庁住宅政策本部民間住宅部不動産業課免許担当 ☎03-5320-5065		・宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書等 （詳細は担当までお問い合わせください。）
工場・指定作業場	環境課 環境保全係 ☎042-544-4334	実施日以降、手続きをお願いします。	・氏名等変更届出書
揚水施設			
特定施設（騒音規制法）			
特定施設（振動規制法）			
特定施設（下水道法）	下水道課 管理係 ☎042-544-5111 内線：2552 から 2555	実施日以降、30日以内に手続きをお願いします。	・氏名変更等届出書
除害施設			
産業廃棄物処理業者の許可証	東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課審査担当 ☎042-528-2693	法人の場合は30日以内、個人事業主の場合は10日以内	・住居表示証明書 ・産業廃棄物処理業変更届 （東京都環境局のホームページよりダウンロードできます） 詳細については左記にお問い合わせください。
特定施設（水質汚濁防止法）	東京都多摩環境事務所 環境改善課 水質担当 ☎042-525-4771	実施日以降、30日以内に手続きをお願いします。	・氏名等変更届出書 （東京都環境局のホームページよりダウンロードできます） 詳細については左記にお問い合わせください。
対象施設（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）	東京都多摩環境事務所 環境改善課 大気規制担当 ☎042-523-0238	実施日以降、30日以内に手続きをお願いします。	・氏名等変更届出書 （東京都環境局のホームページよりダウンロードできます） 詳細については左記にお問い合わせください。

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
法人税に係る本店・支店の所在地、代表者などの住所変更	立川税務署 ☎042-523-1181	法務局で変更登記後、お早めに手続きをお願いします。	異動届出書 (国税庁のホームページよりダウンロードできます)
社会福祉法人の定款変更 (基本財産の所在地など)	所轄庁	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	所轄庁にご確認ください。
雇用保険適用事業所	ハローワーク立川雇用保険適用課 ☎042-525-8602		『雇用保険事業主事業所各種変更届』に住居表示通知書の写しを添付の上、所在地変更の手続きをお願いします。
求人事業所	ハローワーク立川事業所第一部門 ☎042-525-8615		事業所第一部門にお問い合わせいただくか、求人者マイページの「編集」機能から変更手続きをお願いします。
労働保険に係る所在地変更	立川労働基準監督署 労災課 ☎042-523-4474		住居表示証明書 労働保険名称・所在地変更届等

・その他

項 目	手続き先	申請期限	必要書類等
成年後見登記	東京法務局 民事行政部 後見登録課 ☎03-5213-1360	実施日以降、お早めに手続きをお願いします。	詳しくは左記にお問い合わせください。

※勤務先、学校、銀行、電気（小売電気事業者）、電話（固定・携帯）、保険会社、クレジットカードなどで住所変更が必要なものもありますので、それぞれお手数ですが確認のうえ、手続きをお願いします。

※各種手続きの上で、代書人（司法書士等）に依頼される場合、代行手数料は自己負担となります。

7 登記手続きについて

■不動産（土地・建物）登記

変更していただく届出等 (事 柄)	届 出 先	必要書類など	期 限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	不動産の所在地を管轄する 法務局 昭島市、立川市、日野市、 武蔵村山市、東大和市、国 分寺市、国立市の土地・建 物等については下記のとおり	・ 登記申請書 ・ 住居表示証明書または 住民票の写し（備考 欄に住居表示実施の旨 記載入り） ・ 委任状（代理人申請 の場合） ・ 印鑑	手続きに期限はありません。売買・贈 与・抵当権の設定な どの事由が生じた際 に併せて手続きを行 っても構いません。 ※令和8年4月1日 より、変更日から2 年以内の申請が必要 になります。
土地・建物登記簿に抵当 権、地上権、賃借権、仮 登記等の権利者として登 記している方の住所変更 登記	東京法務局立川出張所 <問合せ先> 東京法務局立川出張所 〒190-8524 立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 6 階 ☎042-524-2716(代表)		

登記申請書作成上の注意事項

- (1) 次ページの記載例を参照してください。
- (2) 登記原因証明情報として、住居表示証明書（令和6年8月1日以降、市から配付される証明書）を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字はインク、黒色ボールペン等ではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 登記申請書の用紙（ひな形）は各世帯（各法人）に1枚ずつお配りしますが、記載例に従いパソコン等で印刷したものも使用できます。
※1枚の申請書で、複数の不動産について申請することもできます。
- (5) 申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人または代理人の印でつづり目に割印してください。
- (6) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状をお持ちください。
- (7) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に
「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便により送付してください。
なお、一定数の申請が見込まれ、法務局窓口の混雑が予想されますので、郵送での申請にご協力ください。登記完了後に「登記完了証」を交付しますので、登記完了証を返送するための郵便切手を貼った返信用封筒（簡易書留またはレターパックプラス）を同封してください。（不動産登記規則第53条）

受付シール貼付スペース

登記申請書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 令和6年8月1日住居表示実施

変更後の事項 住所 東京都昭島市代官山〇丁目〇番〇号

申 請 人 東京都昭島市代官山〇丁目〇番〇号

昭 島 太 郎 印

連絡先の電話番号 000-0000-0000

添付書類 住居表示証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日申請 〇〇法務局 〇〇支局（出張所）

登録免許税 登録免許税法第5条第4号により免税

不動産の表示

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 昭島市〇〇町

地番 100番

地 目 宅 地

地 積 1 2 3 . 4 5 平方メートル

不動産番号 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

所 在 昭島市〇〇町100番地

家屋番号 100番

種類居宅

構造 木造かわらぶき 2 階建

床面積 1階 43.00平方メートル

2階 38.62平方メートル

8 住所変更通知用はがきについて

新しい住所・郵便番号をお知り合いの方等へお知らせいただくための、無料の「住所変更通知用はがき」を、日本郵便株式会社より提供していただいております。

下記の記載例の要領でご記入のうえ、はがきが入っていた封筒にまとめて入れて、最寄りの郵便局またはポストにお出してください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1世帯当たり50枚、1事業所当たり200枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は、市民課または昭島郵便局（電話 0570-943-290 集配営業部）までご相談ください。

「住所変更通知用はがき」の記載例

住所変更のお知らせ

このたび昭島市の「住居表示の実施」に伴い、
令和6年8月1日から昭島市の一部地域の住所の表示が
変更になります。

つきましては、下記の方に郵便物をお出しの際は、
新しい住所をご記入ください。

また、お手数ですが、あなた様の住所録につきましても、
該当の方の住所を変更していただきますようお願い申し
上げます。

記

新住所
郵便番号 196-0005
東京都昭島市代官山 一丁目 3番 5号

氏名 昭島 太郎

※集合住宅、高層アパート等は棟番号、室番号までお書き下さい

住居表示通知書に
記載された新住所
を記入してくださ
い。

※宛名面には、お知り合いの方の郵便番号、
住所、氏名を記入してください。

新しい郵便番号は 196-0005 になります

お問い合わせ

昭島市 市民部 市民課 住居表示担当
〒196-8511 昭島市田中町一丁目 17 番 1 号
TEL 042-544-5111 内線（2099）